

平成30年度

駒ヶ根市普通会計・公営企業会計
財政健全化審査及び経営健全化審査意見書

駒ヶ根市監査委員

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の場所	1
第4	審査の方法	1
第5	審査の結果	1
	普通会計財政健全化審査意見書	2
1	審査の概況	2
2	審査の結果	2
	水道事業会計経営健全化審査意見書	4
1	審査の概況	4
2	審査の結果	4
	公共下水道事業会計経営健全化審査意見書	5
1	審査の概況	5
2	審査の結果	5
	農業集落排水事業会計経営健全化審査意見書	6
1	審査の概況	6
2	審査の結果	6

- (注) 1 文中及び各表中に表示する千円単位の数値は、原則として単位未満を四捨五入した。
- 2 比率(%)は、原則として小数点以下第二位を四捨五入した。
- 3 ポイントとは百分率(%)間の単純差引数値である。

平成30年度駒ヶ根市普通会計・公営企業会計財政健全化及び経営健全化
審査意見

第1 審査の対象

平成30年度 駒ヶ根市普通会計健全化判断比率
平成30年度 駒ヶ根市水道事業会計資金不足比率
平成30年度 駒ヶ根市公共下水道事業会計資金不足比率
平成30年度 駒ヶ根市農業集落排水事業会計資金不足比率

第2 審査の期間

令和元年8月2日

第3 審査の場所

駒ヶ根市役所 第5会議室

第4 審査の方法

審査に当たっては、各会計の健全化判断比率及び経営健全化判断比率が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数が正確であるかについて、証書類及び関係諸帳簿と照合するとともに関係職員からの説明を聴取し審査した。

第5 審査の結果

審査に付された各会計の健全化判断比率及び経営健全化判断比率を示す書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と符合し正確であると認められた。

平成30年度 普通会計財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	平成30年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	— %	13.54 %	
② 連結実質赤字比率	— %	18.54 %	
③ 実質公債費比率	13.3 %	25.0 %	比率は暫定値
④ 将来負担比率	197.2 %	350.0 %	同上

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成30年度の普通会計の実質収支額は、343,997千円となっており、実質赤字の標準財政規模に対する比率は、-3.86%であり赤字となっていない。

② 連結実質赤字比率について

平成30年度の全会計を対象とした実質収支額は、3,067,769千円となっており、全会計を対象とした連結実質赤字の標準財政規模に対する比率は、-34.48%であり赤字となっていない。

③ 実質公債費比率

平成30年度の実質公債費比率は13.3%（前年度13.8%）となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であるが、平成30年度の将来負担比率は197.2%（前年度197.9%）となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

実質公債費比率は、前年度比0.5ポイント改善の13.3%となっており、6年連続で改善している点で評価ができ、法に定める早期健全化基準に照らしてもこれを下回っている。しかし、他団体と単純に数値の比較をすれば未だ高水準といえるため、引き続き留意が必要である。

将来負担比率は、前年度比0.7ポイント改善の197.2%となった。これは、組合等負担金見込額が増加した一方で、地方債現在高や公営企業等負担見込、債務負担行為支出予定額が減少したことによるものである。

平成30年度の将来負担比率が昨年同様、全国・長野県ともにワースト上位であることが公表された時、市民も改めて不安を抱くことが予想される。将来の見通しや、より安定した財政健全化への道筋を丁寧かつ分かりやすく説明をすることが必要である。

財政健全化の取り組みは、将来の財政負担を軽減する改革と創意工夫による行政のスリム化・事務事業の効率化を図りながら、同時に一定の行政サービスを確保することにより安心、安全で持続可能な市政運営を実現することである。

今後も、行政課題の解決と財政健全化を両立するための難しい舵取りを迫られることとなるが、長期的な経営予測を明確にして、更なる慎重な対応を望むものである。

また、事業の実施にあたっては、第4次総合計画の基本構想と基本計画に基づいて、進捗度・達成度を検証のうえ、着実な成果を期待したい。

平成30年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成30年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

「営業収益 - 受託工事収益」を分母として、「(流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額」を分子として除した数値は -103.7%であり資金不足とはなっていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成30年度 公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成30年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

「営業収益 - 受託工事収益」を分母として、「(流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額」を分子として除した数値は -186.1%であり資金不足とはなっていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成30年度 農業集落排水事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成30年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

「営業収益 - 受託工事収益」を分母として、「(流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額」を分子として除した数値は -768.6%であり資金不足とはなっていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

